

こ 放 第 564 号
平成 26 年 10 月 9 日

各 放課後児童育成事業運営主体 御中

横浜市こども青少年局長

放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方について（通知）

日頃より、本市放課後事業に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年度に施行予定とされています。これらの法律では、市町村が地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童健全育成事業もその一つに位置付けられています。そこで、これらの法の制定や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成17年12月に策定した「放課後児童育成施策基本指針」について、その名称及び内容を（別紙）の「放課後児童施策の推進にあたっての基本的な考え方」として改定しました。

この基本的な考え方は、本市が各事業の運営主体・保護者との意識共有をする上で必要な考え方を示すものです。なお、内容については「放課後子どもプラン推進委員会」や、放課後児童育成施策の関係者の皆様からの御意見をいただきました。

放課後児童育成施策に係る各事業の実施にあたっては、この基本的な考え方に基づき、一層充実した活動の実施及び児童の健全育成が図られるよう御尽力願います。

また、各事業の実施については、各関係要綱に定めるところによるものとします。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL：671-4068

FAX：663-1926

E-Mail：kd-houkago@city.yokohama.jp

(別紙)

平成17年12月
改定 平成26年10月

放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方

はじめに

横浜市（以下「本市」という。）では、放課後児童育成施策として、昭和38年度から留守家庭児童（保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生）を対象とした放課後児童クラブを実施するとともに、平成5年度からは、すべての子どもたち（小学生）を対象としたはまっ子ふれあいスクール事業を実施してきました。

平成10年度には、改正児童福祉法によって留守家庭児童を対象とした放課後児童健全育成事業が法定化されました。

この間、女性の就業率の向上や就労形態の多様化等に伴う留守家庭児童の増加、都市化に伴う「遊び場」の減少、さらには子どもたちを被害者とする犯罪の多発等、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中において、改めて「子どもたちはどのように放課後を過ごすことが望ましいのか」「子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所をどのように確保するか」が重要な課題となってきました。

このような課題解決に取り組むため、平成15年4月に子育て支援事業本部を設置するとともに、外部有識者によって構成する「子どもたちの放課後懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、今後の放課後児童育成施策のあり方について検討を進めてきました。その結果として、平成15年12月に、懇話会から「放課後児童育成施策の方向性について」と題した提言をいただき、この提言内容の実践的な検証として、平成16年度に新たに放課後キッズクラブ事業を開始しました。さらに、平成17年12月に全体的な施策の方向性を定める「放課後児童育成施策基本指針」を策定しました。

その後、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年度に施行予定とされています。これらの法律では、市町村が地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童健全育成事業もその一つに位置付けられています。そこで、これらの法の制定や社会経済情勢の変化等をふまえ、「放課後児童育成施策基本指針」を改定します。

第1 基本的な考え方の目的

この基本的な考え方は、「すべての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保する」という観点から、本市の放課後児童育成施策に係る事業（以下、「各事業」という。）の経過及び実施や、平成19年度に総合的な放課後児童育成施策を推進するために設置した「放課後子どもプラン推進委員

会」からの意見をふまえ、放課後児童育成施策全体の方向性や各事業に共通する重要事項を定めることにより、事業を効率的かつ効果的に実施することを目的とします。

第2 事業の理念

小学校就学後の学齢期は、子どもたちが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。子どもたちの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努め、すべての子どもたちが豊かな放課後等を過ごせるよう、様々な取組を工夫します。同時に、社会的引きこもりやニート等の社会問題が顕在化する中であって、放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力を育むことができる社会の実現を目指します。

そのために、各事業は、第一に、すべての子どもたちを対象とします。

第二に、子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。また、子育て家庭の子育てに対する不安感・負担感を軽減させるとともに「親子が一緒に楽しむ」という視点で、家庭の子育て力を高めることも重要です。

第三に、子ども・子育て支援法第2条で「子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と定められているように、法の基本理念を尊重して、各事業においても、保護者をはじめとする社会のすべての構成員が協力して、地域全体で子どもたちを育てていくことが重要です。

また、各運営主体は、本市が定める条例や規則、要綱等に基づき、保護者の就労状況や地域の特性等に応じて柔軟に事業を実施します。本市は、各運営主体の自主的かつ主体的な取組を支援します。

第3 遊び・異年齢交流の場

「遊び・異年齢交流の場」は、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

具体的には、自然と触れ合う等の体験活動や、伝承遊び等の文化活動、地域行事への参加等の交流活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性を育みます。

第4 留守家庭児童の生活の場

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後等に安心して過ごせる場を提供することにより、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的とします。そのために、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行い、児童の発達・成長と自立を促します。

また、子どもの様子について家庭と日常的な情報交換を行うことで、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援します。

第5 人材の確保と養成

各事業において、大きな事業効果をあげるには「人材」が“鍵”となります。特性や環境等が異なる様々な子どもたちが参加する中で、すべての子どもたちにとって魅力的な活動を展開していくためには、スタッフが子どもたちの成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような能力が必要となります。

したがって、子どもたちとの接し方、学校や地域との関わり方、食べることの大切さ等の研修をはじめ、障害のある子どもを含むすべての子どもたちが安心して参加できるよう専門的な研修等を実施し、スタッフの資質向上を図ります。

また、各事業に携わる人材を確保するため、保護者や学生を含めた地域の方々等、年齢・性別にとらわれず、広くボランティアの参加を呼びかけ、子どもたちとの触れ合いを通じた学びの機会を提供します。

第6 障害のある子どもたちの参加について

障害のある子どもたちにとっても、年齢や性格の異なる子どもたちと一緒に放課後等の時間を過ごし、成長していくことは大切です。そこで、安全に、安心して参加できるよう、障害の特性に合わせて活動の内容に工夫を加えるとともに、スタッフの資質向上を図り、設備・環境面での安全性に十分に配慮します。

また、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び、過ごすことによって、子どもたちは思いやりやルールを守ることの大切さを身につけていくことができます。こうした放課後等の活動によって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

第7 要支援家庭への対応

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。

各事業においては、子どもの言動を十分に観察し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校や区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

第8 運営主体

子どもたちの放課後等の過ごし方は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、特に低学年の留守家庭の子どもたちにとっては授業時間を超えるほど長時間にわたるため、学校教育と同様、非常に重要なことです。

また、いじめ、不登校、非行、児童虐待等、子どもたちをめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、子どもの健全育成に関する専門的な知識と経験やノウハウ、人材を確保・養成する力、安定した運営能力が求められます。

このため、運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業実施ができること等が必要です。

このような条件や課題の中にあって、今後の運営主体については、これまでの「運営委員会」に加えて、公益法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等を中心とした「法人」を積極的に活用するとともに、放課後キッズクラブの運営に意欲をもって取り組む意思がある地域に対して、NPO法人の設立等の支援を行います。そして、「法人」の有しているノウハウや人材を基盤に、地域の理解と協力を得ることによって、これまで以上に各事業の充実を図ります。

なお、各事業においては、子どもたち一人ひとりの特性や取り巻く環境が異なることを念頭におかなければなりません。このため、運営主体にあっては、特定の思想や宗教等に偏ることのないよう、放課後児童育成施策の趣旨を損なうことのないよう留意する必要があります。

第9 安全確保

少子化による異年齢児間の交流機会や、都市化に伴う「遊びの場」の減少、また塾や習い事による「遊び時間」の減少等、放課後等の子どもたちの過ごし方は大きく変わってきています。これらの変化や傾向によって、例えば「集団遊びが苦手な子どもが増えている」「うまく転ぶことができない」、さらには「人とぶつかりそうになっても避けることができない」等といった“異変”が現れています。

そこで、各事業では、生命・身体に重大な支障を及ぼすような事故が起きないよう、必要な安全管理を行ったうえで、保護者の理解や協力を得ながら、冒険的な遊びや運動能力を養う遊びにチャレンジすること等によって、危険や事故から自らを守る力を養います。

子どもたちを犯罪や非行から守ることもつなげられるよう、こうした活動についてはより一層、保護者の協力や地域の方々との連携のもとに進めます。

第10 保護者の関わりと利用者負担

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識のもと、保護者会への参加や各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした「遊び・異年齢交流の場」は、実費を除き原則無料とします。

また、保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的の一つとする「留守家庭児童の生活の場」は、利用者に相応の経済的な負担を求めるものとします。

第11 地域のネットワーク推進

子どもたちが安全かつ充実した放課後等の時間を過ごすことができるよう、各事業と学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図ります。

子どもたちが地域の人たちとの交流や、自然との触れ合い、体験学習等を重ねながら成長していけるように、特定の場所だけで活動するのではなく、プレイパーク、ログハウス、地区センター、野外活動センター、図書館や美術館等、地域の資源を十分活用します。また、このような施設だけでなく、子ども会などの他団体や子どもたちを対象としたスポーツ活動等地域活動との連携や、各事業間での交流を進めることによって、放課後等の居場所のネットワークを築きます。

これらの取組によって、保護者をはじめとする地域の大人たちの子育てへの関心や、自らの役割や責任の自覚につながります。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要だと考えます。

第12 放課後児童育成施策の方向性

本市において、放課後児童育成施策を推進するため、すべての小学校におけるはまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブへの必要な支援を行います。

具体的な事業については、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」における事業計画に定め、この基本的な考え方の示す施策の方向性に基づいて実施します。